〇公益財団法人三重県市町村振興協会情報公開に関する規程

平成24年4月1日

公益財団法人三重県市町村振興協会情報公開に関する規程 (目的)

第1条 この規程は、公益財団法人三重県市町村振興協会(以下「協会」という。) における情報公開及び情報提供等の推進に関し必要な事項を定めることにより、適 正かつ公正な協会運営の推進に資することを目的とする。

(協会の責務)

第2条 協会は、この規程の解釈及び運用に当たっては、情報公開を求める趣旨を尊重するとともに、個人に関する情報がみだりに公開されることのないよう最大限の配慮をしなければならない。

(利用者の責務)

第3条 次条に規定する文書の閲覧又は開示を申し出ようとするものは、適正な申出 に努めるとともに、文書の開示を受けたときは、これによって得た情報を適正に使 用しなければならない。

(公開対象文書の閲覧及び申出)

- 第4条 何人も、協会に対し、次に掲げる文書(以下「公開対象文書」という。)の 閲覧又は開示を申し出ることができる。
 - (1) 定款
 - (2) 役員等名簿(理事、監事及び評議員の氏名を記載した名簿)
 - (3) 事業計画書
 - (4) 収支予算書
 - (5) 資金調達及び設備投資の見込みを記載した書類
 - (6) 貸借対照表及び正味財産増減計算書並びにこれらの附属明細書
 - (7) 事業報告及び附属明細書
 - (8) 監査報告
 - (9) 財産目録
 - (10) 運営組織及び事業活動の状況の概要及びこれらに関する数値のうち重要なものを記載した書類
 - (11) 評議員及び役員の報酬に関する規程
 - (12) 寄附その他これに類する行為によって受け入れた財産(当該財産を処分することによって取得した財産を含む。次号において同じ。)であって、当該財産を交付した者の定めた使途に従って使用し、若しくは保有しているものの明細
 - (13) 寄附その他これに類する行為によって受け入れた財産であって、当該財産を交付した者の定めた使途に充てるために保有している資金の明細
- 2 公開対象文書は、正当な理由がないときは、閲覧及び開示の申出を拒むこができない。

(開示の申出手続)

- 第5条 公開対象文書の閲覧又は開示の申出は、協会に対して、書面(以下「閲覧・ 開示申出書」とする。)を提出してするものとする。
- 2 前項に定める閲覧・開示申出書の様式は、別記様式に定めるとおりとする。 (閲覧及び開示の実施)
- 第6条 公開対象文書の閲覧及び開示場所は、協会事務局とする。
- 2 閲覧及び開示の日は、協会の休日以外の日とし、閲覧の時間は協会の業務時間内とする。
- 3 公開対象文書の閲覧については、当該公開対象文書の保存に支障を生ずるおそれがあると認めるときその他正当な理由があるときは、その写しにより、これを行うことができる。
- 4 公開対象文書の開示は写しの交付により行う。ただし、電磁的記録による公開対象文書の写しの交付等については、その種別、情報化の進展状況等を勘案して協会が別に定める方法により行う。

(費用負担)

- 第7条 前条第4項の規定により公開対象文書(電磁的記録を除く。)の写しの交付を受けるものは、当該写しの作成及び送付に要する費用を負担しなければならない。
- 2 電磁的記録の開示を申し出て、電磁的記録の開示を受けるものは、開示の実施に 伴う費用を負担しなければならない。

(適正な管理)

第8条 協会は、公開対象文書を適正に管理するものとする。

(補則)

第9条 この規程の施行に関して必要な事項は、理事長が別に定める。

附則

この規程は、公益財団法人三重県市町村振興協会の設立の登記の日(平成 24 年 4 月 1 日)から施行する。

閲覧・開示申出書

年 月 日

公益財団法人三重県市町村振興協会理事長 様

請求者 (〒 -)

住 所

氏 名

法人その他の団体にあっては、主たる事務所の 名称及び所在地並びに代表者の氏名

電話番号

閲覧等の目的

閲覧等の方法(該当するものを〇で囲んでください。)

閲 覧 ・ 写しの交付 ・ 電磁的記録

閲覧対象資料 (該当するものを〇で囲んでください。)

- 1. 定 款 2. 役員等名簿(理事、監事及び評議員の氏名を記載した名簿)
- 3. 事業計画書 4. 収支予算書 5. 資金調達及び設備投資の見込みを記載した書類
- 6. 貸借対照表及び正味財産増減計算書並びにこれらの附属明細書
- 7. 事業報告及び附属明細書 8. 監査報告 9. 財産目録
- 10. 運営組織及び事業活動の状況の概要及びこれらに関する数値のうち重要なものを記載した書類
- 11. 評議員及び役員の報酬に関する規程
- 12. 寄附その他これに類する行為によって受け入れた財産(当該財産を処分することによって取得した財産を含む。13 において同じ。)であって、当該財産を交付した者の定めた使途に従って使用し、若しくは保有しているものの明細
- 13. 寄附その他これに類する行為によって受け入れた財産であって、当該財産を交付した者の定めた使途に充てるために保有している資金の明細